

8

誘導施策

8-1 施策推進の基本的な考え方

掛川市において、持続的に発展する多極ネットワーク型コンパクトシティを形成するためには、居住誘導区域や都市機能誘導区域で生活する付加価値を高め、各区域へ居住や都市機能の立地をゆるやかに促進することが重要です。

このため、掛川市では、快適な都市空間の整備や民間活力等による誘導施設整備の促進など、生活の場や働く場、交流の場として、居住誘導区域や都市機能誘導区域の魅力を高めるとともに、地域生活拠点区域の生活利便性を維持するための取組みを推進します。また、市内各所から各都市機能誘導区域へアクセスできる交通体系を確保することで、都市機能の利便性の増進を図り、その効果を市全域へ波及させることを目指します。

なお、今後人口減少・少子高齢化が進行し、様々な居留意向がある中では、居住誘導区域や都市機能誘導区域、地域生活拠点区域への居住や都市機能の誘導のための施策を推進する一方で、住み慣れた居住地での生活の利便性を大きく低下させないための取組みも重要です。このため、医療・介護・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進や、中学校区学園化構想による地域の子どもたちを健やかに育むための活動実施、地区まちづくり協議会による住民が主体となったまちづくり活動などと連携して進めることで、市民一人ひとりが暮らしやすさを実感でき、生涯にわたり住み続けたいと思うようなまちづくりを進めます。

8-2 居住誘導区域において実施する施策

(1) 居住誘導区域外における届出制度の運用

立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、居住誘導区域内への住宅立地を促進します。また、より安心して生活できるよう、届出をした者に対して、本計画の位置づけや施策に関する情報提供等を積極的に行います。

(2) 住宅金融支援機構による支援制度の活用

住宅の建設・取得に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利の引き下げ施策を活用し、市内外から居住誘導区域への居住を促進します。

(3) 空き家対策の推進

地区・地域、民間専門組織（タスクフォース）、行政が協働、連携して空き家対策に取り組む体制を構築することで危険空き家等については速やかな除却を促進し、活用できる物件については、「負資産」としないよう啓発を図るとともに、地域資源として捉え活用を促進します。

（４）低未利用地の適正管理と有効活用

低未利用地等については、地区計画制度等を活用し、生活利便性の向上につながるまちづくりの検討を進めるほか、子育て世代の転出抑制等に向けた既存ストックの活用を検討します。

また地域住民や地権者が主体となって整備・管理する「立地誘導促進施設協定制度」等の活用を検討します。本制度を活用する場合は、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者が、居住者、来訪者等の利便の増進に寄与する施設等を一体的に整備または管理することとします。

（５）掛川区域の浸水想定範囲の防災性の向上

倉真川や逆川沿いでは、居住誘導区域に除外する基準までの浸水深はありませんが、洪水時に浸水する想定がある居住地があります。災害に対して安全な居住地を形成するため、今後も洪水対策を推進します。

（６）老朽化した都市インフラの計画的な改修・更新

老朽化し、求められる機能を十分確保できていない都市インフラは、利用者の安全が確保された魅力的な都市空間の形成に向けて、社会情勢の変化や利用者のニーズ等を踏まえながら、計画的な改修・更新を進めます。（詳細は別添参照）

8-3 都市機能誘導区域において実施する施策

（１）都市機能誘導区域外における届出制度の運用

立地適正化計画に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域内における施策の実施計画などの情報提供を行いながら誘導施設の立地を促進します。

（２）中心市街地の活性化施策の推進

掛川駅周辺の駐車場用地等の高度利用や道路空間の再構成等について検討・推進するなど、掛川駅から掛川城周辺の歴史的・文化的施設が集積する地域一帯において、掛川市の玄関口として景観形成に配慮しながら、商店街等へ誘客を図る拠点づくりを推進します。

また、道路空間を活用した様々なイベントを開催するとともに、魅力ある店舗・事業所等の集積を図るため、若者が中心市街地で創業し、高齢者と連携・循環したビジネスを展開できるよう、空き店舗活用助成や創業支援等を実施します。

（３）地域の歴史・文化を活かした活動の場としての魅力向上

横須賀城跡周辺の市街地については、現有する貴重な歴史・文化的資源の保全を図るとともに、特に横須賀街道沿道周辺の景観形成重点地区は、「祢里の似合う街道の継承と創造」のテーマのもと、昔ながらの街並み景観を保全、継承していきます。

（４）市街地循環バスの維持・改善

都市拠点を回遊できる公共交通軸の形成に努め、市民や来訪者にとって価値ある交通手段となるよう、市街地循環線の維持・改善を図ります。また、現在のサービス水準を維持するとともに、通勤や観光などにより一層利用されるよう、新たな目的地の追加や時刻の見直しなどについて検討します。

（５）公的不動産の再編及び有効活用

市が保有する公共施設は、集約化・複合化等による適正配置を進め、都市機能の効率化を図ります。また、市が保有する未利用地や施設の集約化等により生じた空地は、公共用地としての活用や地域のイベント等による活用を検討するだけでなく、譲渡等による企業や住宅の誘致等も合わせて検討します。

特に、掛川駅周辺では、多くの民間駐車場が整備されているため、市所有の駐車場について、駅周辺における駐車需要に対応しながら、民間活力による土地活用も視野に入れた都市拠点の機能拡充に資する活用策について検討・推進します。

なお、各施設とも、官民協働による施設の更新や管理運営を進め、提供するサービスの質の向上と効果的な維持管理を進めます。

（６）低未利用地の有効活用

都市機能誘導区域内に小さく散在する複数の低未利用地を一括して利用することを検討します。低未利用地の活用にあたっては、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する「低未利用土地権利設定等促進計画制度」の活用を検討します。本制度を活用する場合の促進すべき権利設定等の種類は、地上権、賃借権、所有権等とし、誘導すべき誘導施設等は、都市機能誘導区域における誘導施設、居住誘導区域の住宅等とします。

【低未利用土地利用等指針】

| | |
|------|---|
| 利用指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興、子育て、高齢者・障害者支援、農業・商工業振興等の地域の課題に対応する利活用を推奨する。 ・居住環境の整備のための敷地の統廃合等による利用を推奨する。 |
| 管理指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き地については、定期的な除草を行うとともに、雑草の繁茂による不法投棄の誘発、犯罪等を防止するため、必要な措置を講ずるよう促す。 ・空き家については定期的に建物等の確認・清掃を行い、不具合を発見した場合は適切な措置を講ずる等、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を促す。 |

8-4 地域生活拠点区域において実施する施策

（１）都市機能誘導区域外、居住誘導区域外における届出制度の運用

掛川市の多様な居住環境を活かして居住基盤を確保するため、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における一定規模以上の住宅整備や都市機能増進施設の立地については、都市再生特別措置法に基づく届出制度を活用し、都市機能誘導区域や居住誘導区域への立地促進を基本とする一方で、中山間地や農村地での立地意向がある場合は、地域生活拠点での立地を促進します。

(2) 都市拠点と地域生活拠点間の定時定路線の公共交通の維持・改善

地域生活拠点区域等と都市拠点を連絡する自主運行バスを今後も維持し、都市拠点に立地する広域的・基幹的な都市機能増進施設へ快適にアクセスできるような公共交通を今後も確保するとともに、さらなるサービス改善に努めます。

また、新たに地域生活拠点区域に立地する都市機能増進施設については、バス停の新設など、アクセス利便性を確保するための検討を行います。

(3) バス停の機能拡充

地域生活拠点区域内の主要なバス停は、ベンチや屋根、情報掲示板等の設置、周辺地域からのアクセス利便性駐輪場等の整備を行うなど、交通結節機能を高めます。また、周辺施設で一体となった休憩・待合場所を確保することにより、待合環境の改善や日常的な交流の場の創出を図ります。

(4) 地域生活機能の維持に向けた地区まちづくり協議会等との連携

地域生活拠点区域における都市機能の立地状況を継続的に把握するとともに、各種事業者等と意見交換等を行いながら、機能維持に必要な仕組みについて検討を行います。

また、地区まちづくり協議会による都市機能や移動の足の確保に向けた取組みを支援します。

8-5 都市軸を強化するための施策

(1) 国土軸と広域連携・交流軸の機能の維持

都市間の交流の活性化や中心市街地のにぎわい創出に向け、交通事業者を連携し、現況の鉄道網とサービス水準を確保するよう努めます。

中東遠の中核都市として広域的な交流が活発な都市を形成するため、富士山静岡空港と都市拠点間における広域的な公共交通について、高頻度な輸送サービスの導入に向けた検討を進めます。

(2) 都市機能誘導区域や周辺市町を連絡する路線バスの維持・確保

掛川区域、大東区域、大須賀区域の都市機能誘導区域相互の移動の利便性の向上を図るとともに、周辺市町との交流促進に向け、拠点間や周辺市町を連絡する路線の維持・確保に努めます。掛川大東浜岡線と秋葉中遠線は、現況のサービス水準を確保するよう努めます。

(3) 市街地循環軸の維持・改善

掛川区域と大東区域・大須賀区域の連携を促進する幹線道路の整備を推進します。

(4) 都市拠点と地域生活拠点間の定時定路線の公共交通の維持・改善（再掲）

地域生活拠点区域等と都市拠点を連絡する自主運行バスを今後も維持し、都市拠点に立地する広域的・基幹的な都市機能増進施設へ快適にアクセスできるような公共交通を今後も確保するとともに、さらなるサービス改善に努めます。

また、新たに地域生活拠点区域に立地する都市機能増進施設については、バス停の新設など、アクセス利便性を確保するための検討を行います。

(5) 新たな地域公共交通の導入検討

市民自らが地域の公共交通を守り、育てる意識の醸成を図り、地域・事業者・行政が協働で地域特性に応じた公共交通の維持・確保に向けた取組みを進めます。

また、今後の高齢化の一層の進行を踏まえ、公共交通への自動運転技術の導入について、検討・調査・実証実験などの取組みを段階的に進めます。

9 防災指針

9-1 防災指針とは

本指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる防災・減災対策を計画的に実施し、掛川市においてコンパクトで安全・快適に生活できるまちづくりを推進していくことを目的に定めます。

「立地適正化計画作成の手引き 国土交通省（令和5年11月改訂）」では、防災指針について、近年頻発・激甚化している水災害（水害（洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮）及び土砂災害）を対象に、公表されているハザード情報を用いて、都市が抱える災害リスクの分析や防災まちづくりに向けた対策の検討を行うこととしています。

このため、本指針では、水災害を対象に災害リスクを分析した上で、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるためのハード対策、ソフト対策、土地利用の誘導など、都市の安全性の確保に向けた具体的な取組みを明示します。

9-2 災害リスクの分析方法

掛川市における災害の情報と都市情報を地図上で重ね合わせ、命を守る観点から、建物内での垂直避難の可能性や、早期の施設外避難等の対策の必要性に着目し、災害リスクの分析を行います。

なお、水災害のハザード情報のうち、洪水に関しては、想定する降雨の規模（発生頻度）に応じてその範囲と程度が変化するため、計画規模（L1）と想定最大規模（L2）の浸水想定から、災害リスクの分析を行います。

■災害リスク分析の対象とする災害情報

| 災害の種類 | 対象とする災害情報 | | 資料出典 |
|-------|-----------------------|------------------------|--|
| 洪水 | 計画規模（L1） | ・ 浸水深 | 静岡県資料 （令和5年3月末公表） |
| | 想定最大規模（L2） | ・ 浸水深 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域 | |
| 内水氾濫 | 計画規模 （7年に1度の降雨を想定） | ・ 浸水深 | 掛川市資料（防災マップ） （令和4年7月） |
| 津波 | 最大クラスの巨大な地震・津波 | ・ 浸水深 | 静岡県第4次地震被害想定 （Lv2津波の重ね合せ図） |
| 土砂災害 | 地すべり防止区域 | | 静岡県資料 （令和3年12月31日） |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | | 静岡県資料 （令和3年12月31日） |
| | 土砂災害特別警戒区域 | | 静岡県資料 （令和3年12月31日） |
| | 土砂災害警戒区域 | | 静岡県資料 （令和3年12月31日（地すべりは令和2年12月31日）） |

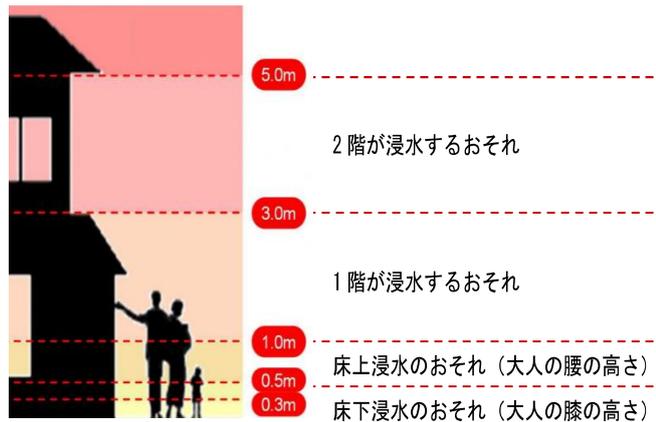
※計画規模については、データの向上状況を踏まえ、太田川水系太田川・原野谷川・逆川と、菊川水系菊川・牛淵川を対象とする。

■重ね合わせる都市情報と分析の視点

| 都市情報 | 主な分析の視点 |
|------------------------------------|---------------------------|
| ・ 建物の用途 | ・ 垂直避難ができない、住宅や市街地等の分布を把握 |
| ・ 建物の階数（1階、2階、3階以上） | |
| ・ 建物の構造（木造・非木造） | |
| ・ 要配慮者施設の立地（医療施設、高齢者等福祉施設、子育て支援施設） | ・ 早期の施設外避難等の対策の必要性を把握 |
| ・ 避難施設の立地 | ・ 床上浸水等により使用が困難な施設を把握 |

（参考：洪水浸水深と人的被害のリスク）

- 一般的な家屋では、浸水深が0.5m以上になると床上浸水する恐れがあり、3.0mを超えると、2階部分が浸水する可能性が高まるとされています。浸水深が3.0mを超えると、平屋や2階建ての家屋では垂直避難が困難であると考えられます。
- 浸水時の避難行動に着目すると、浸水深0.5m程度で大人の膝の高さまで水が付き、屋外での歩行が困難になるとされています。

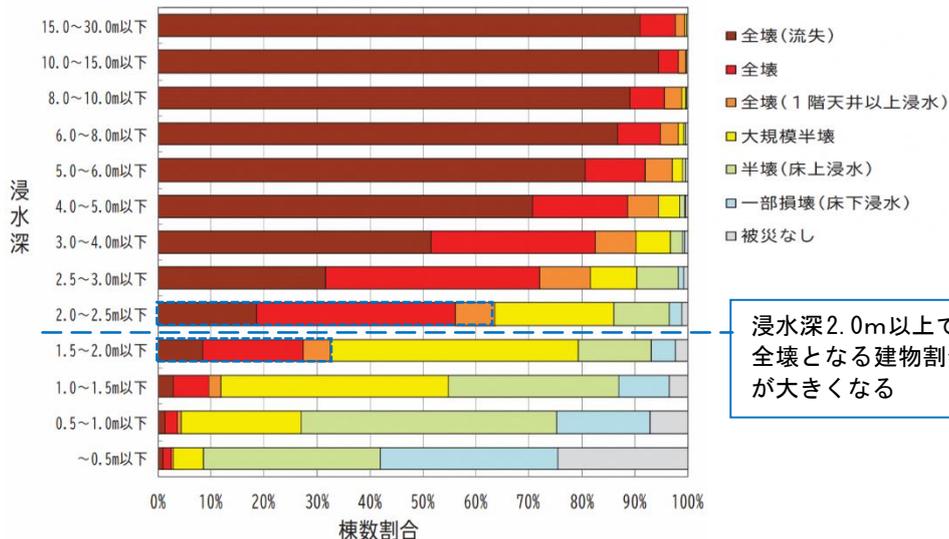


資料：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）（国土交通省 平成29年10月6日）

（参考：津波の浸水深と被害のリスク（東日本大震災による被災現況調査結果より））

- 浸水深ごとの建物被災状況の構成割合を見ると、浸水深2.0m前後で建物被災状況に大きな差があり、浸水深2.0m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下していました。

■浸水深に対する建物被害の割合



資料：津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（国土交通省 平成24年4月）

9-3 災害リスクの分析

(1) 洪水

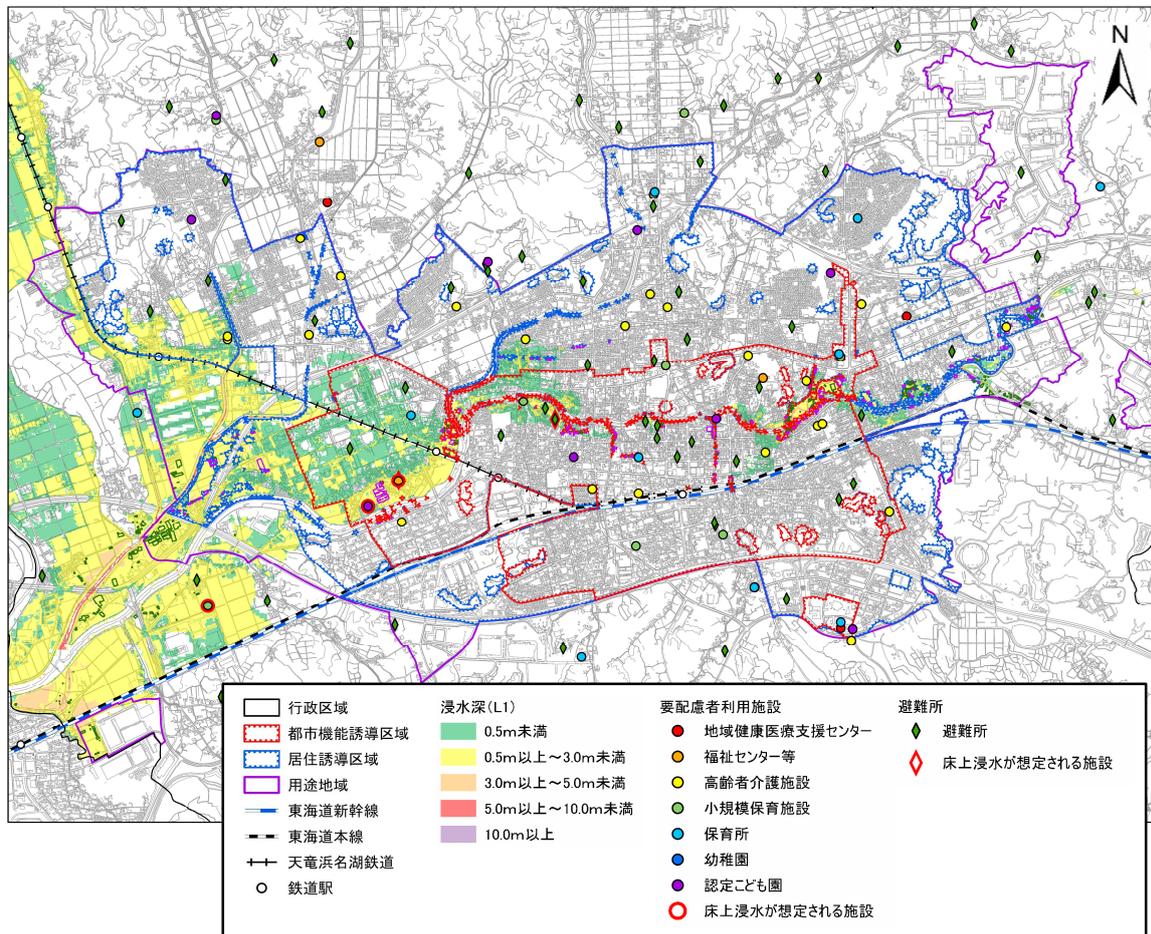
①計画規模

主に掛川区域において浸水が想定されており、大東区域、大須賀区域の市街地では、浸水は想定されていない状況です。

浸水深が、2階部分が浸水する可能性が高まる3.0m以上となるエリアは、市街地内に一部みられ、床上浸水が懸念される0.5m以上となるエリアは、逆川沿いの市街地等に分布しています。この中には、垂直避難が困難な平屋住宅が含まれます。

床上浸水が懸念される避難所や幼稚園があります（そののぞみ保育園、掛川市つくし会館、子育てセンターさやのもり）。

■計画規模の降雨時の洪水による浸水深（掛川区域の用途地域周辺）



■浸水深別・住宅階数別の棟数

| | 階数 | 0.5m未満 | | 0.5m～3.0m未満 | | 3.0m～5.0m未満 | | 5.0m～ | |
|----------|------|--------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------|-----|
| | | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 |
| 掛川 区域 | 1階 | 311 | 244 | 284 | 456 | 1 | 1 | | |
| | 2階 | 726 | 310 | 552 | 575 | | 3 | | |
| | 3階以上 | 39 | 5 | 22 | 13 | | | | |

※表中の「区域内・区域外」は居住誘導区域の内外を示す。

※区域内の棟数は、境界上の建物で面積の過半以上が区域内となる建物を含む。

②想定最大規模：浸水深

●掛川区域

垂木川や逆川沿いの市街地において、広い範囲で浸水深が0.5m以上となるエリアが広がっています。この中には、垂直避難が困難な平屋住宅が含まれます。

微地形の影響により、浸水深が3.0m以上となる場所が居住地内に点在しているほか、葛川地区の自然的土地利用が残るエリアや成滝地区内の住宅地の一部で、面的に広がっています。

床上浸水が懸念される避難所や要配慮者利用施設が複数あります。

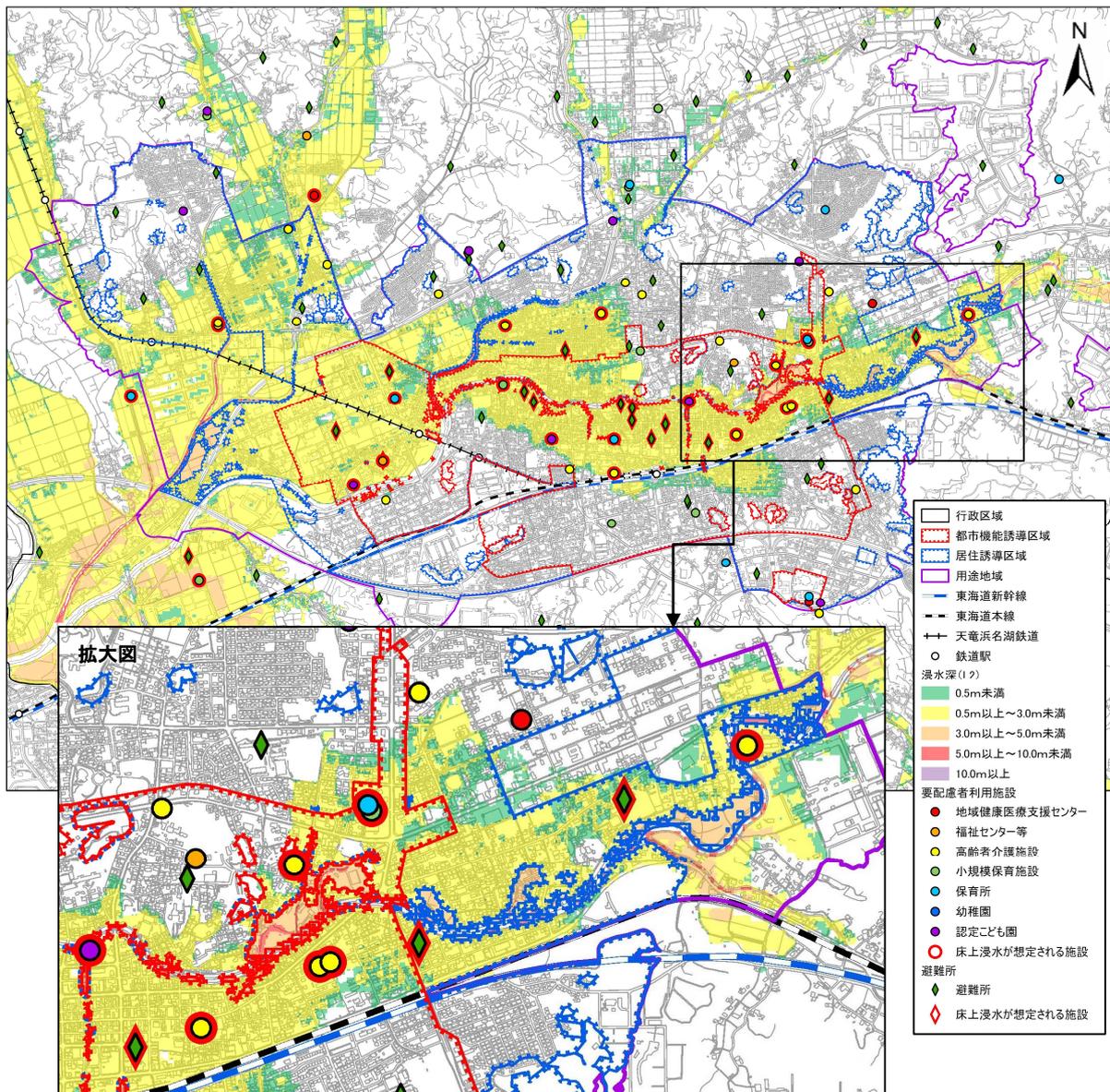
●大東区域

浸水深が0.5m以上となる場所がありますが、範囲は限定的です。

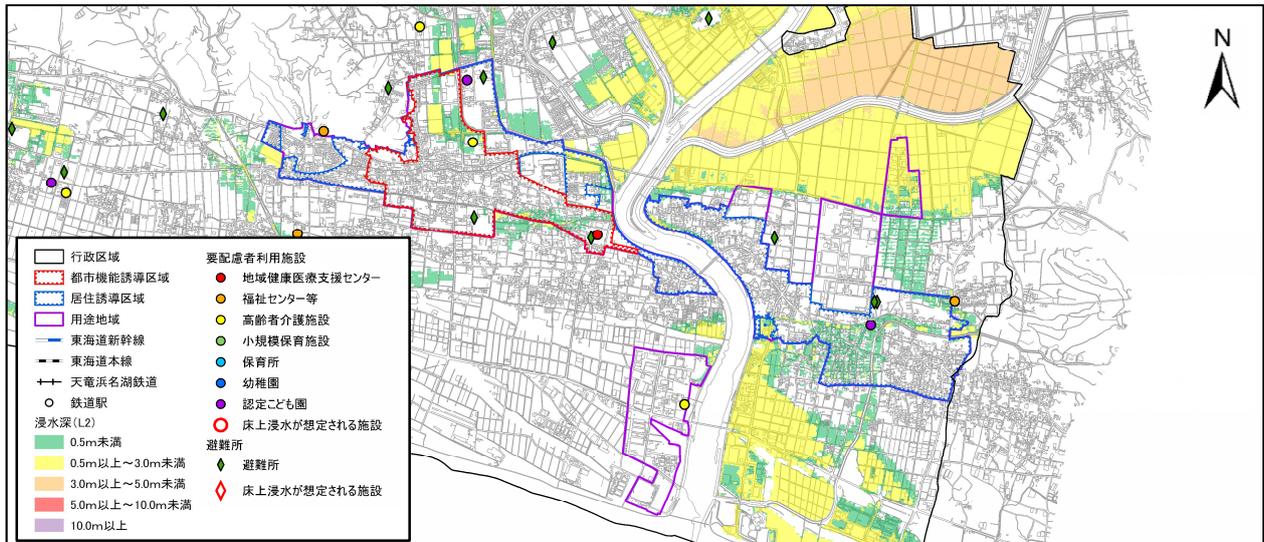
●大須賀区域

主に、西大谷川西部で浸水が想定されます。

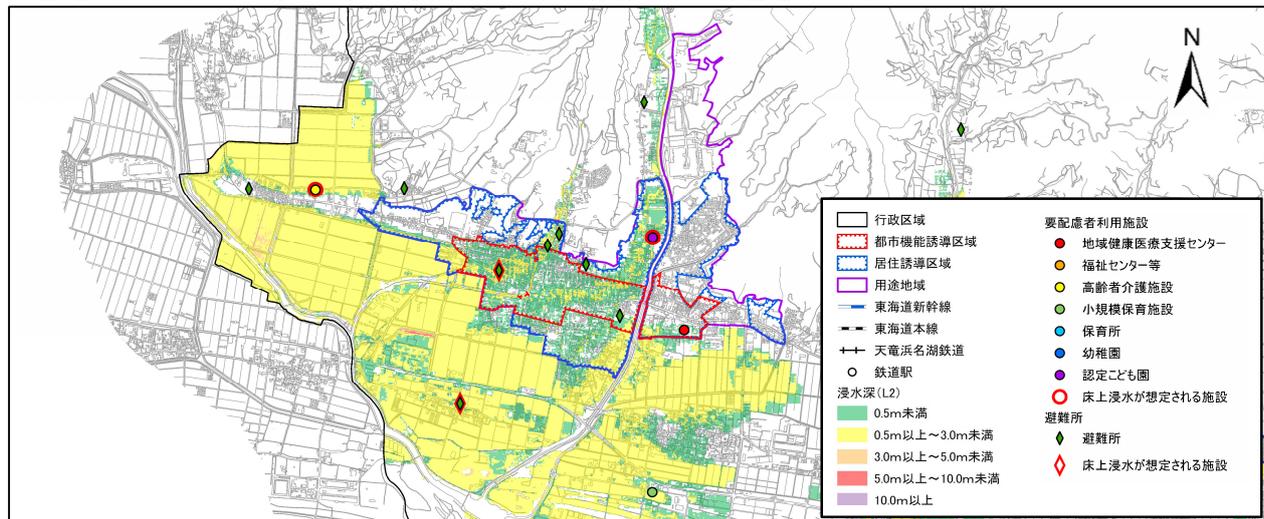
■想定最大規模の降雨時における浸水深（掛川区域の用途地域周辺）



■想定最大規模の降雨時における浸水深（大東区域の用途地域周辺）



■想定最大規模の降雨時における浸水深（大須賀区域の用途地域周辺）



■浸水深別・住宅階数別の住宅棟数

| | 階数 | 0.5m未満 | | 0.5m～3.0m未満 | | 3.0m～5.0m未満 | | 5.0m～ | |
|-------|------|--------|-----|-------------|-------|-------------|-----|-------|-----|
| | | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 |
| 掛川区域 | 1階 | 221 | 382 | 1,732 | 1,452 | 23 | 87 | 1 | 3 |
| | 2階 | 713 | 565 | 4,991 | 1,979 | 91 | 135 | 2 | 2 |
| | 3階以上 | 23 | 9 | 341 | 31 | 5 | 4 | | |
| 大東区域 | 1階 | 95 | 284 | 17 | 500 | | 2 | | |
| | 2階 | 145 | 417 | 20 | 737 | | 2 | | |
| | 3階以上 | 4 | 4 | | 3 | | | | |
| 大須賀区域 | 1階 | 353 | 385 | 212 | 359 | | | | |
| | 2階 | 467 | 335 | 258 | 310 | | | | |
| | 3階以上 | 18 | | 8 | 6 | | | | |

※表中の「区域内・区域外」は居住誘導区域の内外を示す。

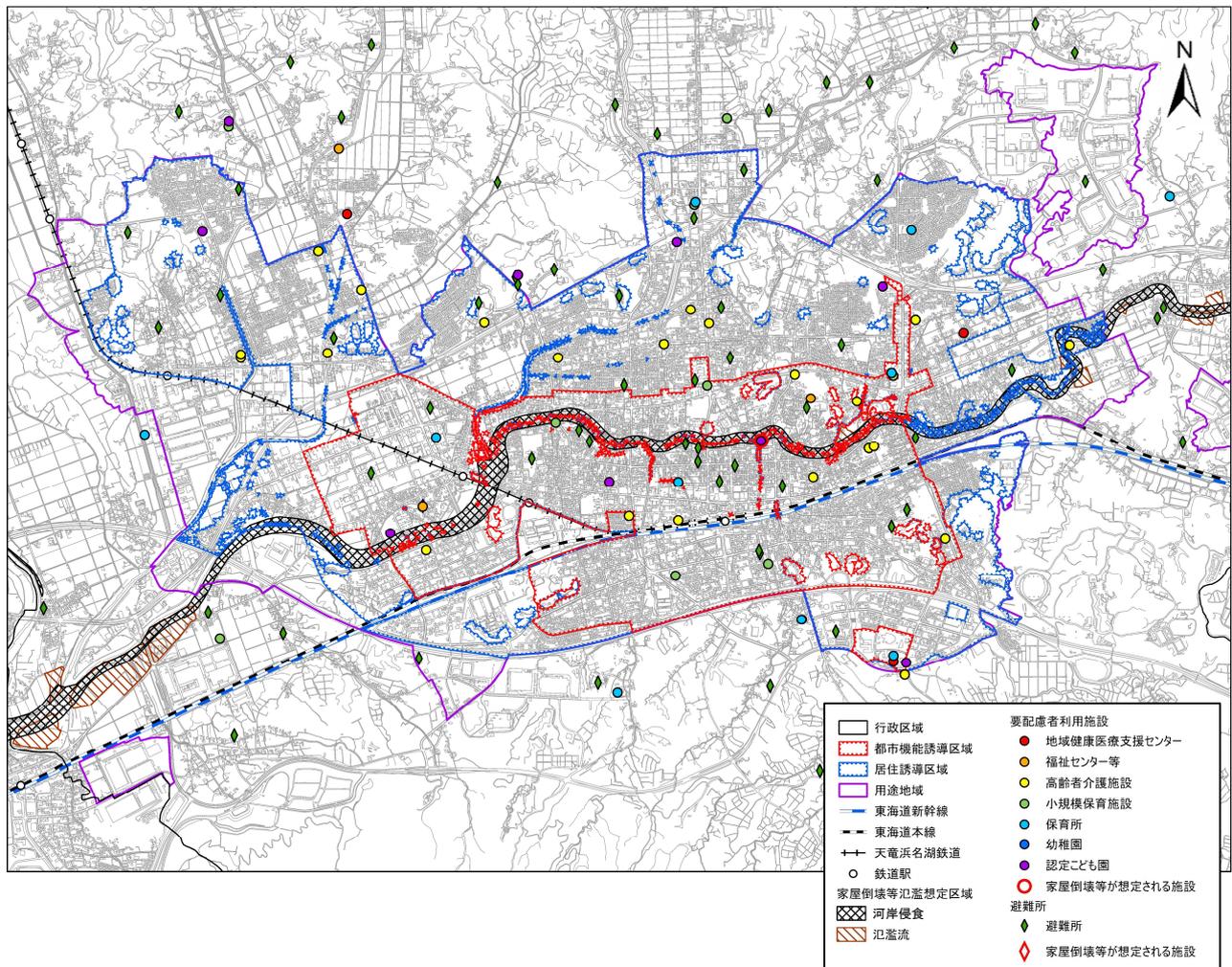
※区域内の棟数は、境界上の建物で面積の過半以上が区域内となる建物を含む。

③想定最大規模：家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)

逆川沿いにおいて連続的に河岸侵食による区域が指定されており、逆川兩岸の堤防道路に面する戸建て住宅等が区域に含まれています。

国道1号と県道小笠山総合運動公園線区域の交差点周辺で、逆川の氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。また、葛川地区や成滝地区の一部でも指定されています。

■想定最大規模の降雨時における家屋倒壊等氾濫想定区域（掛川区域の用途地域周辺）



■家屋倒壊等が想定される住宅棟数

| | 災害 | 居住誘導区域内 | 居住誘導区域外 |
|------|------|---------|---------|
| 掛川区域 | 氾濫流 | | 165 |
| | 河岸侵食 | 539 | 503 |

※区域内の棟数は、境界上の建物で面積の過半以上が区域内となる建物を含む。

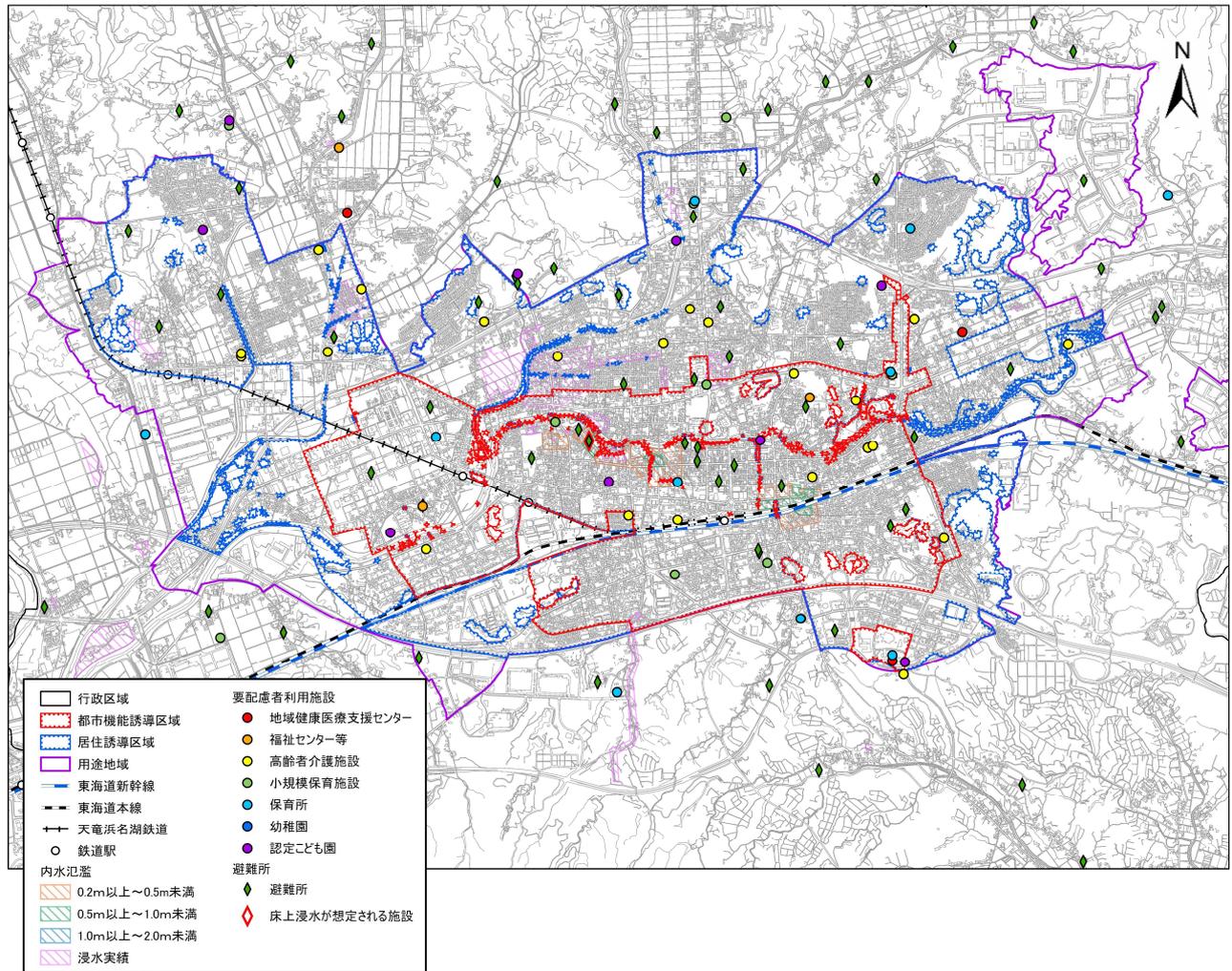
(2) 内水氾濫

主に掛川区域において浸水が想定されており、大東区域、大須賀区域の市街地では、浸水は想定されていない状況です。

逆川左岸の一部エリアや塩町のアンダーパス周辺で、床上浸水が懸念される内水氾濫が想定されていますが範囲は限定的です。

これまでに、倉真川沿い等で浸水実績が確認されています。

■内水氾濫の浸水想定区域（掛川区域の用途地域周辺）



■浸水深別・住宅階数別の住宅棟数

| | 階数 | 0.2m～0.5m未満 | | 0.5m～1.0m未満 | | 1.0m～2.0m未満 | | 浸水実績 | |
|------|------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|------|-----|
| | | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 |
| 掛川区域 | 1階 | 62 | 1 | 21 | | | | 167 | 35 |
| | 2階 | 239 | | 92 | 1 | | | 558 | 44 |
| | 3階以上 | 23 | | 9 | | | | 11 | |

※表中の「区域内・区域外」は居住誘導区域の内外を示す。

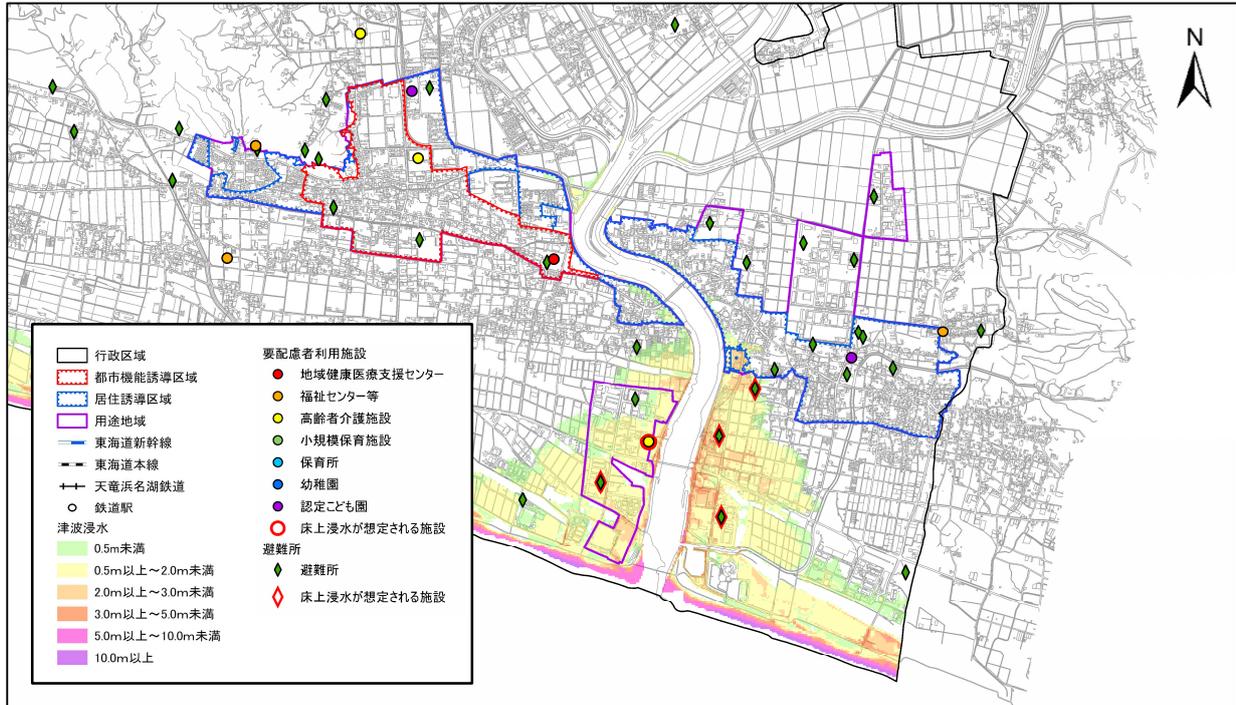
※区域内の棟数は、境界上の建物で面積の過半以上が区域内となる建物を含む。

(3) 津波

主に、大東区域において浸水が想定されており、掛川区域、大須賀区域の市街地では、津波の浸水は想定されていません。

菊川沿いの用途地域において、浸水深が 2.0m を超える浸水が想定されています。

■津波の浸水想定区域（大東区域の用途地域周辺）



■浸水深別・構造別の住宅棟数

| | 構造 | 0.5m未満 | | 0.5m～2.0m未満 | | 2.0m～3.0m未満 | | 3.0m～ | |
|------|-----|--------|-----|-------------|-----|-------------|-----|-------|-----|
| | | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 | 区域内 | 区域外 |
| 大東区域 | 木造 | 33 | 23 | 23 | 61 | 4 | 19 | | |
| | 非木造 | 3 | 3 | 6 | 12 | 1 | 1 | | |

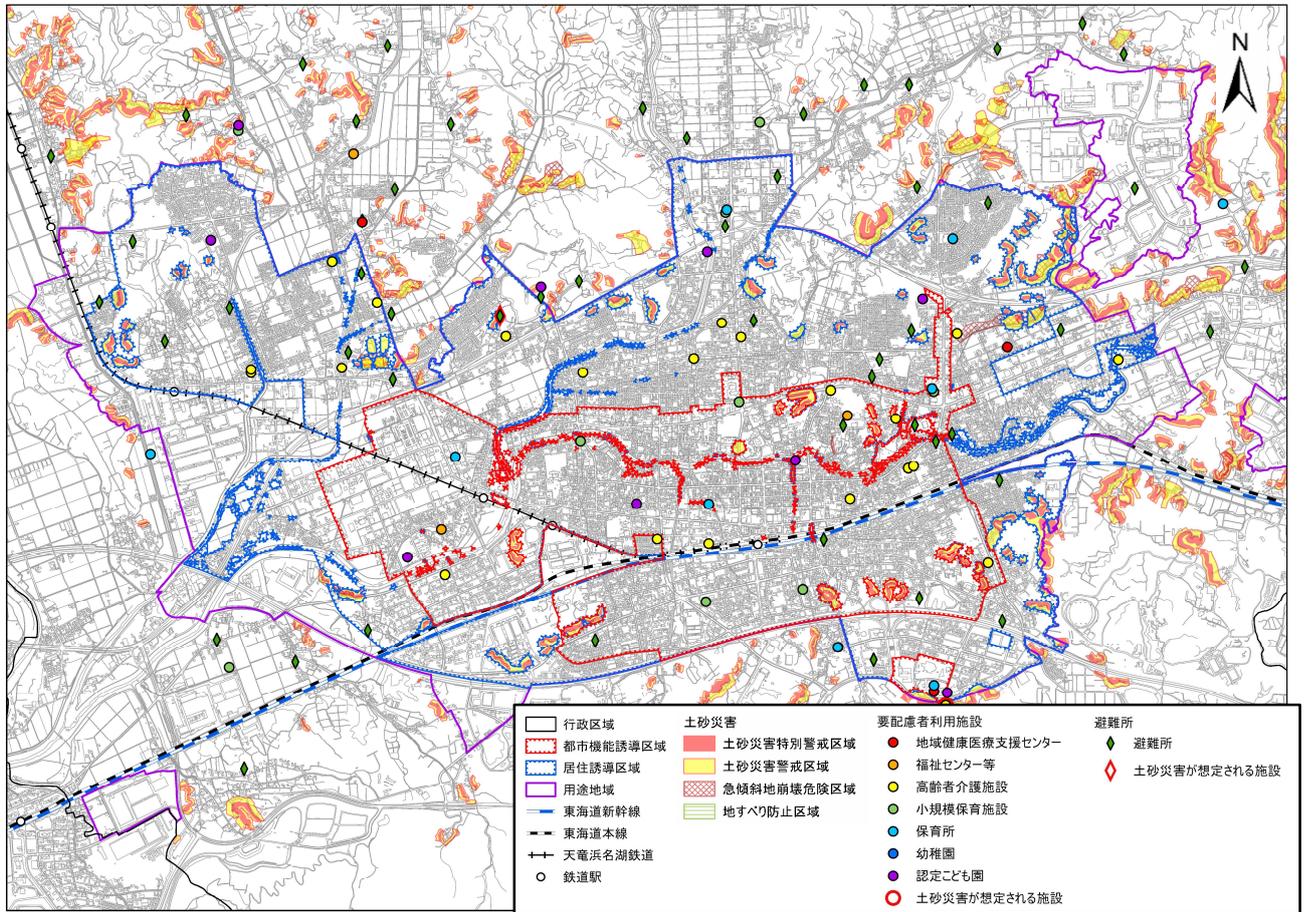
※表中の「区域内・区域外」は居住誘導区域の内外を示す。

※区域内の棟数は、境界上の建物で面積の過半以上が区域内となる建物を含む。

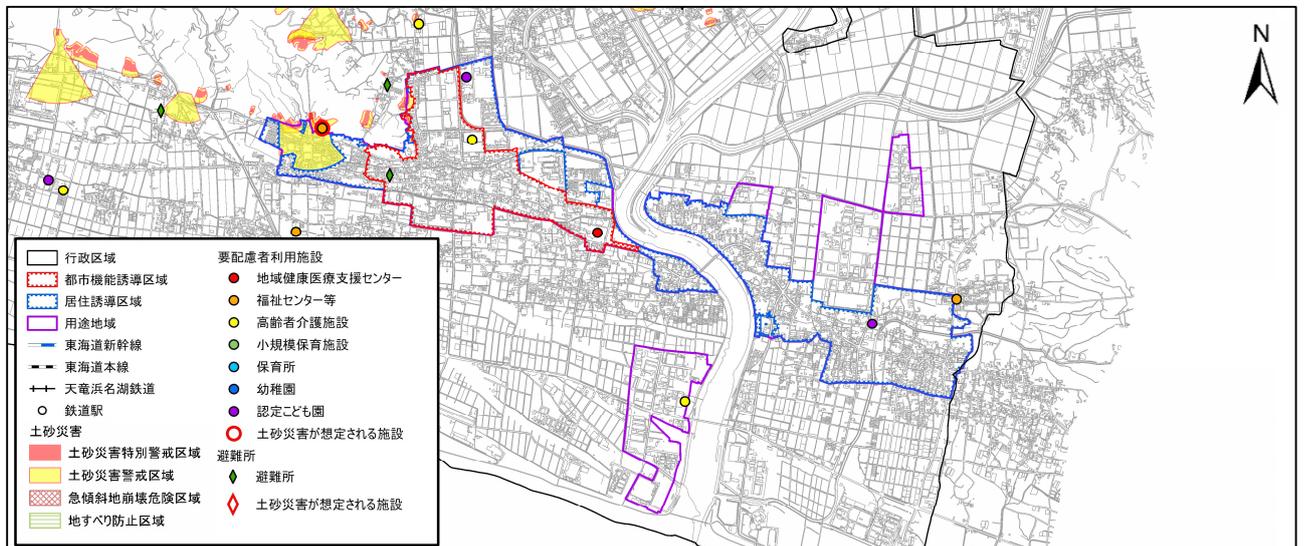
(4) 土砂災害

土砂災害特別警戒区域や同警戒区域が、用途地域内を含め市内各所に指定されています。
急傾斜地崩壊危険区域は、主に掛川区域周辺に指定されています。
地すべり防止区域は、居住誘導区域内には指定されていません。

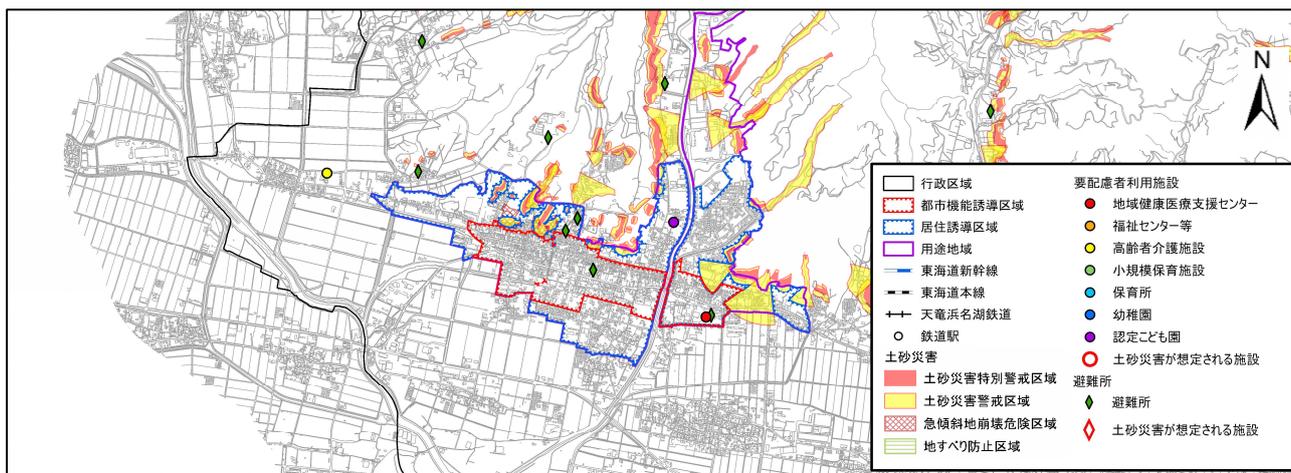
■土砂災害が想定される区域（掛川区域の用途地域周辺）



■土砂災害が想定される区域（大東区域の用途地域周辺）



■土砂災害が想定される区域（大須賀区域の用途地域周辺）



■土砂災害が想定される住宅棟数

| | 土砂災害リスク | 居住誘導区域内 | 居住誘導区域外 |
|-----------|------------|---------|---------|
| 掛川 区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 6 | 1,471 |
| | 土砂災害警戒区域 | 128 | 4,733 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 41 | 301 |
| | 地すべり防止区域 | | 607 |
| 大東 区域 | 土砂災害特別警戒区域 | | 642 |
| | 土砂災害警戒区域 | 11 | 1,651 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | | 57 |
| | 地すべり防止区域 | | |
| 大須賀 区域 | 土砂災害特別警戒区域 | | 70 |
| | 土砂災害警戒区域 | 38 | 653 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 19 | 36 |
| | 地すべり防止区域 | | |

※区域内の棟数は、境界上の建物で面積の過半以上が区域内となる建物を含む。

(5) 災害リスクの分析を踏まえた課題の整理

これまでの検討を踏まえ、各区域において対応の検討が特に必要と考えられる災害リスクを整理します。

【特に対応の検討・推進が必要な災害リスク】

●掛川区域

洪水

- ・逆川沿いを中心として洪水による浸水が懸念されます。特に想定最大規模の降雨時において、浸水深が3.0mとなる住宅が面的に分布するエリアがある他、床上浸水が懸念される避難所や要配慮者利用施設が複数あり、安全確保が必要です。
- ・逆川沿いにおいて、連続的に家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、対応の方針について検討が必要です。

内水氾濫

- ・逆川左岸の一部エリアや塩町のアンダーパス周辺で、床上浸水が懸念される内水氾濫が想定されているほか、これまでに、倉真川沿い等で浸水実績が確認されており、対応の方針について検討が必要です。

土砂災害

- ・土砂災害特別警戒区域や同警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が、用途地域内に指定されており、安全確保が必要です。

●大東区域

津波

- ・菊川沿いの用途地域において、浸水深が2.0mを超える浸水が想定されており、安全確保が必要です。

土砂災害

- ・土砂災害特別警戒区域や同警戒区域が、用途地域内に指定されており、安全確保が必要です。

●大須賀区域

洪水

- ・想定最大規模の降雨により、西大谷川沿いなどで床上浸水が懸念されており、安全確保が必要です。

土砂災害

- ・土砂災害特別警戒区域や同警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が、用途地域内に指定されており、安全確保が必要です。

9-4 防災指針

(1) 防災まちづくりの将来像

掛川市は、南アルプスから続く北部山間地から小笠山丘陵地、遠州灘海岸といった骨格的な自然に囲まれて市街地が形成されていることから、土砂災害の危険性のある区域が郊外部の丘陵地を中心に分布していますが、市街地内にも点在しています。

また、洪水や津波のリスクがある河川沿いの概ね平坦なエリアに、都市や各地域の拠点となる市街地が形成されています。

地域により様々な災害リスクが懸念される中で、『希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川～人、自然、都市が調和・共生し、活力とうるおいのあるまち～』を実現するためには、生活利便性の確保と災害からの安全確保の両立が求められます。

こうした特性を踏まえ、掛川市の防災まちづくりの将来像を以下のように定め、防災対策を推進します。

【防災まちづくりの将来像】

災害リスクを低減し、便利かつ安全に生活できるまち

(2) 対策の方向性

「都市計画運用指針 第12版（令和5年12月28日一部改正）」では、防災指針の考え方として、以下の内容が示されています。

【都市計画運用指針での防災指針の考え方】

様々な災害のうち、洪水、雨水出水、津波、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もある。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められる。

掛川市の目指す都市の姿を形成するため、都市計画運用指針での考え方を踏まえながら、災害時に被害を発生しないようにする「災害リスクの回避」と、災害時の被害をできる限り小さくする「災害リスクの低減」の視点から対策を検討します。

土砂災害に対しては、建築等の行為に制限のかかるレッドゾーンだけでなく、主にその周辺に指定されるイエローゾーンも居住誘導区域に含めないこととし、洪水や津波の浸水リスクが大きい区域は、居住誘導区域には含めないこととすることでリスクを回避します。

また、以上の区域以外にも、洪水や津波の床上浸水等の被害が想定されるエリアが市街地内に広がるなど、総合的な対策が必要となるため、居住誘導区域に含めない区域を含め、ハード整備・ソフト対策の両面から水災害のリスクを低減する取組みを検討します。

ここで、災害リスク別の居住誘導区域との関係を整理します。

■災害リスクと対策の方針

| 災害リスク | | 居住誘導区域の関係 | |
|-------|-----------------------|---------------|-------------|
| 洪水 | 計画規模 (L1) | ・ 浸水区域 | 居住誘導区域に含む |
| | 想定最大規模 (L2) | ・ 浸水深 3 m 以上 | 居住誘導区域に含めない |
| | | ・ 浸水深 3 m 未満 | 居住誘導区域に含む |
| | | ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 居住誘導区域に含む |
| 内水氾濫 | 計画規模 (7年に1度の降雨を想定) | ・ 浸水区域 | 居住誘導区域に含む |
| 津波 | 最大クラスの巨大な 地震・津波 | ・ 浸水深 2 m 以上 | 居住誘導区域に含めない |
| | | ・ 浸水深 2 m 未満 | 居住誘導区域に含む |
| 土砂災害 | 地すべり防止区域 | | 居住誘導区域に含めない |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | | |
| | 土砂災害特別警戒区域 | | |
| | 土砂災害警戒区域 | | |

(3) 防災対策

掛川市では土砂災害や洪水・内水氾濫、津波など多様な災害が懸念されるため、それぞれのリスク軽減策を実施します。

なお、ここで示すのは、本計画の目標年次である令和10年までの期間で実施する取組みに関する現時点の案であり、今後関係課等との調整により決定します。

土砂災害

①土砂災害防止施設の整備 : 掛川市・静岡県

- ・従来からの土砂災害防止施設の整備について、優先度を設け着実に推進します。
- ・地すべり防止区域において、排水ポーリング等の地すべり防止施設の整備を推進します。
- ・急傾斜地崩壊危険区域において、擁壁等のがけ崩れ防止施設の整備を推進します。

②土砂災害に対する警戒避難体制の整備 : 掛川市・静岡県・市民等

- ・警戒避難体制の整備やハザードマップによる地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等、県と連携してソフト対策に努めます。
- ・区域内自主防災組織と協力し、市の防災パトロールによる巡回時以外のときの危険状況を連絡収集できる体制を整備します。

③土地所有者による土砂災害対策の促進 : 掛川市・静岡県・市民等

- ・県と連携を図りながら、ポスター等の掲示、危険箇所パトロールを実施します。

④大規模盛土造成地の脆弱性の確認 : 掛川市

- ・大規模盛土造成地の安全確認に係る調査を実施し、必要な箇所については、安全対策を推進します。

洪水・内水氾濫

⑤河川、排水路及び洪水調整施設等の整備 : 掛川市・静岡県

- ・県や関係機関等とともに流域が一体となった総合治水対策を実施します。
- ・雨水貯留施設等の整備を検討します。
- ・河川の改修や排水路の改修を推進します。普通河川翫原川の堤防の嵩上げや、二瀬川水路の護岸の嵩上げ等の普通河川の整備を検討するとともに、垂木川の改良など二級河川の整備を促進します。
- ・河川断面が不足している既設水路の下流へのバイパス水路の設置を検討します。

⑥河川の逆流防止 : 掛川市

- ・河川水の逆流を防止するため、フラップゲートを設置します。

⑦河川や排水路の適切な維持管理 : 掛川市・静岡県

- ・堆積した土砂や支障木を取り除くなどの河道掘削を行います。

⑧河川カメラの設置 : 掛川市

- ・迅速な避難指示や警戒情報の発信するため、台風や集中豪雨等の際に河川の水位や土砂の堆積状況をリアルタイムで把握する河川カメラを設置します。

⑨公共空間での貯留機能の確保 : 掛川市・静岡県

- ・雨水を一時的に貯留する調整池の整備について検討します。
- ・公園において、雨水を一時的に表面や地下に貯留する機能整備について検討します。
- ・校庭などを活用して、雨水を一時的に貯留する機能整備について検討します。

⑩家庭貯留・浸透の促進 : 掛川市・市民等

- ・住宅における雨水貯留タンクや浸透施設（桝・トレンチ）の設置を促進します。

⑪水田及びため池での貯留の促進 : 掛川市・国・市民等

- ・河川等への流出を抑制するため、水田に降った雨を一時貯留するための流出調整板の設置を促進します。
- ・実施的な貯留容量を増加させるため、ため池の水位調整等を促進します。

津波**⑫海岸防災林強化事業「掛川モデル」の推進 : 掛川市・静岡県**

- ・平時には森林レクリエーションや交流の場を創出し、有事には、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2津波に対応するものとして、市民・企業等と協働で進める海岸防災林強化事業「掛川モデル」を国や県等の他事業と連携、協力により推進します。
- ・遠州灘岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食が進行しており、長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策を県とともに推進します。

⑬津波の河川遡上を防止する施設の整備 : 国・静岡県

- ・津波到達までに水門を安全かつ確実に閉鎖できるよう、開閉の自動化・遠隔化等を図ります。
(大溝川と浜松御前崎自転車道線との交差部)

⑭津波からの安全な避難施設の確保 : 掛川市

- ・津波避難タワーの建設、企業の津波避難施設への助成を推進します。
- ・海拔表示や避難施設までの誘導標識の設置を推進します。
- ・地域住民等が津波から一時的に避難するために「津波発生時における津波避難施設の使用に関する協定」により、民間事業者と連携を図ります。

共通したソフト施策

⑮多様な情報伝達手段の確保 : 掛川市

- ・防災ラジオや緊急速報メールなど多様な情報伝達手段の確保を推進します。
- ・必要な災害情報を迅速かつ確実に収集するため、河川水位観測システムに続き道路冠水観測システムの増設するとともに、活用に向けた周知を推進します。
- ・避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページ、市緊急情報×（旧Twitter）、LINE等を活用して迅速かつ的確に情報発信を行います。

⑯防災ガイドブックの周知及び家庭の避難計画の作成の促進 : 掛川市・市民等

- ・地震、津波、洪水、内水氾濫、土砂災害などに関する基本的な知識や市内の危険と思われる箇所、災害時の避難場所などを一元的に示したマップや、避難情報等を整理した防災ガイドブックを周知し、備えの充実を促進します。
- ・外国人を含めた安全を確保するため、外国語版の防災ガイドブックを作成します。
- ・ガイドブックにより災害の可能性のある場所を知るだけでなく、各家庭の円滑な避難行動を促すため、ガイドブックの周知・作成と併せ紙版・デジタル版の「家庭の避難計画」の作成を促進します。

⑰多様な機会による啓発活動の実施 : 掛川市・静岡県・市民等

- ・防災セミナーや出前講座の開催、広報誌やラジオ等を活用した啓発活動、学校における防災教育、実践的な防災訓練により、住民の防災意識の向上を図ります。
- ・浸水区域内にある要配慮者利用施設において、「津波避難行動マニュアル」の策定と実践的な避難訓練の徹底を促進します。

⑱防災体制の強化 : 掛川市・市民等

- ・自主防災組織と消防団との連携による地域の防災体制を強化します。
- ・防災リーダーやボランティアコーディネーターの育成及び支援をします。
- ・被災現場等において情報を速やかに収集・伝達するため、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備します。

⑲要配慮者の安全確保 : 掛川市・静岡県・市民等

- ・「避難行動要支援者名簿」や「避難行動要支援者個別計画」の活用を促進します。
- ・要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成と、これに基づく避難訓練の実施を促進します。

10 計画の推進方法と目標値

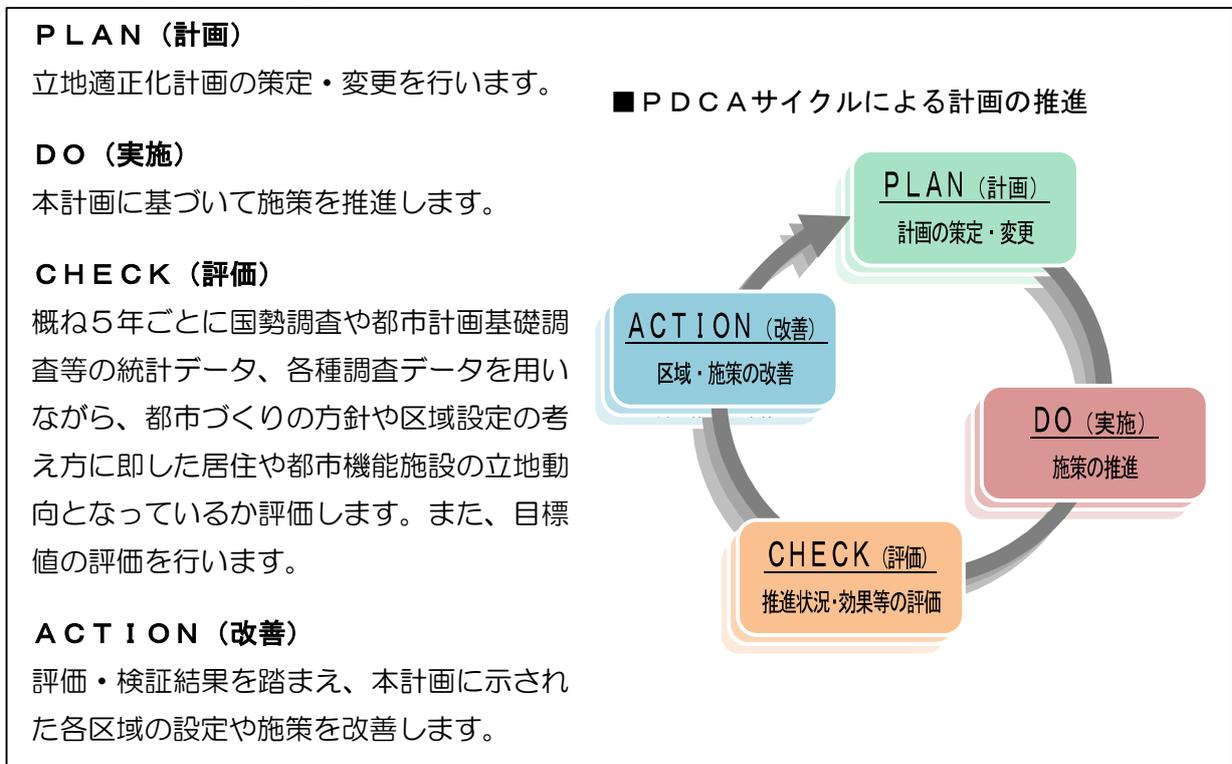
10-1 計画の推進方法

都市再生特別措置法により、立地適正化計画を策定した場合においては、概ね5年ごとに、施策の実施の状況等についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。掛川市では、以下の考え方に基づき、都市の将来像の実現に向けた取組みを継続的かつ効果的に推進していきます。

推進方法1：PDCAサイクルによる進行管理

掛川市では、概ね5年ごとに、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の実施による効果や課題を評価し、必要に応じて見直ししながら計画を推進します。

【PDCAサイクルの概要】



推進方法2：計画の柔軟な見直し

都市づくりの指針となる上位関連計画の見直しや、各誘導区域の設定の基本となる区域区分や用途地域の変更、土砂災害特別警戒区域等の防災関連の区域指定等に応じて、随時本計画の妥当性等について検証し、本計画を取り巻く環境の変化に即した内容へと見直しを行います。

推進方法3：市民、事業者、行政などによる協働のまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行などにより、公共投資も厳しい財政制約が予想される中で、都市の将来像を実現するためには、市民、地区まちづくり協議会等の地元組織、事業者、行政が役割と責任を果たし、互いに協力しながら進める協働によるまちづくりが重要となります。

各分野の行政機関の連携をさらに強化するとともに、多様な主体の連携によって都市の将来像である『希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川』に向けた取組みを展開していきます。

推進方法4：市民、事業者への積極的な情報発信

本計画に係る今後の都市づくりの方針やこれを実現するための施策、新たな制度について、不動産分野等の各関係者と連携を図りながら市民や新たな転入者に周知を図ります。市民や事業者のまちづくりへの参画を支援するため、施策の推進状況や活用可能な支援策等について、積極的な情報発信を行うとともに、幅広く市民の意見を収集します。

10-2 目標値の設定

本計画では、3つの方針に基づく施策により、多極ネットワーク型コンパクトシティによる『希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川』の実現を目指すこととしています。ここでは、本計画に位置づけた各施策等により、目指す将来像が実現されているか評価するため、以下の目標値を設定します。

目標1については、後述する中間評価にて、令和10年の目標値を達成していることから、目標値を上方修正し、「32人/ha以上」から「34人/ha以上」とします。



10 計画の推進方法と目標値

本計画で設定した防災指針に沿った防災・減災対策の実施により、防災まちづくりの将来像である「災害リスクを低減し、便利かつ安全に生活できるまち」が推進されているかを評価するための数値目標を設定します。

掛川市において様々な水災害が懸念されていることを踏まえ、土砂災害や水害に対する代表的な取り組みを目標値として設定します。また、行政だけでなく、市民も自発的に災害リスクの低減に向けた取り組みが行われているか評価するための目標値を設定します。



【目標1：居住誘導区域の人口密度】

掛川市では、人口が増加傾向にあった平成22年以前には、用途地域内の人口が増加傾向にありました。人口減少の社会情勢下において、持続可能な都市と形成するためには、都市計画マスタープランや本計画で位置づけた多極ネットワーク型コンパクトシティの実現が必要であり、各都市機能誘導区域の周辺人口規模を維持する必要があります。

掛川市都市計画マスタープランでは、令和10年時点の将来人口フレームを平成22年と同等の人口規模である11.6万人と設定していますが、人口減少が予測される中で11.6万人を目指すためには、都市機能を充実させ居住地としての魅力を向上させ、居住地として選ばれることが必要です。このため、本計画では、現在でも生活利便性の高い都市機能誘導区域の周辺に位置づけた居住誘導区域において人口を集積させることで、都市機能がさらに充実した都市を形成することを目指し、目標値を設定します。

具体的には、人口減少の状況下においても、これまでの用途地域内の吸引力（総人口に対する用途地域内人口の割合）の伸び率を、今後も居住誘導区域で維持する前提として、居住誘導区域の人口を設定します。

■目標設定のイメージ

| | H22人口 | | R10人口密度 (目標) | R10-H22 人口 |
|-------|-----------------------|---|---------------------|---------------------|
| 掛川区域 | 32.1人/ha (48,130人) | → | 34人/ha (51,000人) | +2人/ha (+2,870人) |
| 大東区域 | 21.4人/ha (4,658人) | → | 23人/ha (4,900人) | +2人/ha (+242人) |
| 大須賀区域 | 28.9人/ha (4,142人) | → | 31人/ha (4,400人) | +2人/ha (+258人) |
| 合計 | 30.6人/ha (56,929人) | → | 32人/ha (60,300人) | +2人/ha (+3,371人) |

後述する中間評価の結果、掛川区域では、令和2年時点で、令和10年の目標値を上回っています。そこで、掛川区域については、目標値を上方修正します。

具体的には、人口を基準とし、令和2年時点の目標値に対する実績値は約2,700人上回っていることから、令和10年の人口51,000人の目標値に2,700人を加え、53,700人を目標値とします。また、居住誘導区域の面積は、中間改定により区域の変更を行ったため、掛川区域、大東区域、大須賀区域いずれの区域においても、見直しを行うこととし、新たな人口密度を目標値とします。

■中間評価を踏まえた新たな目標設定のイメージ

| | H22 | | R2 | | R10 目標値 (当初計画) | R10 目標値 (改定計画) | |
|-------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| | 人口 [人] | 人口 密度※1 [人/ha] | 人口 [人] | 人口 密度※1 [人/ha] | 人口 [人] | 人口 [人] | 人口 密度※2 [人/ha] |
| 掛川区域 | 48,130 | 32.1 | 52,134 | 34.8 | 51,000 | → 53,700 | 36.3 |
| 大東区域 | 4,658 | 21.4 | 4,654 | 21.4 | 4,900 | → 4,900 | 21.9 |
| 大須賀区域 | 4,142 | 28.9 | 3,823 | 26.7 | 4,400 | → 4,400 | 30.0 |
| 合計 | 56,929 | 30.6 | 60,611 | 32.6 | 60,300 | → 63,000 | 34.1 |

※1：当初計画の居住誘導区域の面積より人口密度を整理

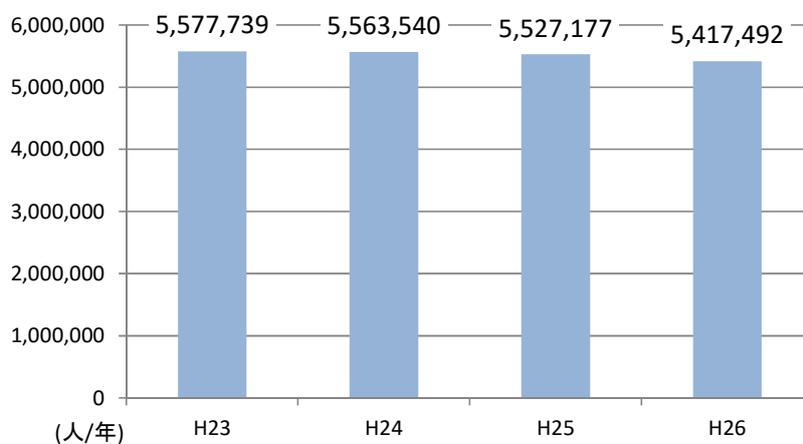
※2：改定計画の居住誘導区域の面積より人口密度を整理

【目標2】：市内公共交通軸の利用者数】

都市拠点、地域拠点及び地域生活拠点における生活環境の維持・向上を図るとともに、各拠点間の相互補完やコミュニティ形成を促進するために、市民のニーズや交通需要に即して利用され続ける地域公共交通体系を構築する必要があります。

一方で、地域公共交通体系の軸を形成する「市街地連携・交流軸」「地域連携・交流軸」に関連する公共交通は、近年、利用者数が微減傾向にあり、この傾向が続くとバス路線の廃止や公共交通サービスの低下が懸念されます。この傾向に歯止めを掛けるため、将来にわたり利用者を少なくとも維持する目標値を設定します。

■公共交通の利用者の推移



※JR 掛川駅、天竜浜名湖鉄道市内 8 駅、民間路線バス（掛川大東浜岡線、秋葉中遠線、掛塚さなる台線）、自主運行バスの利用者の合計値

【目標3】：掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合】

多極ネットワーク型コンパクトシティの実現は、都市機能誘導区域や居住誘導区域、地域生活拠点区域の外に居住する市民を含めた市民の生活利便性や、地域の歴史・文化、自然環境等を将来にわたり確保するために目指すものです。都市機能誘導区域や居住誘導区域等における各誘導施策を推進するにあたっては、拠点以外の生活環境に最大限配慮することがとりわけ重要です。

このため、市民の総意として、住みやすい都市となっているか検証しながら計画を推進できる目標値を設定します。

具体的には、第2次掛川市総合計画の市民意識調査の「掛川市のすみやすさ」に関する設問に対する「掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合」を指標として、同計画との目標値を踏まえ設定します。また、第2次掛川市総合計画では、平成31年以降85%とすることを目標としており、本計画においてもこれを踏襲し85%を維持することを目標とします。

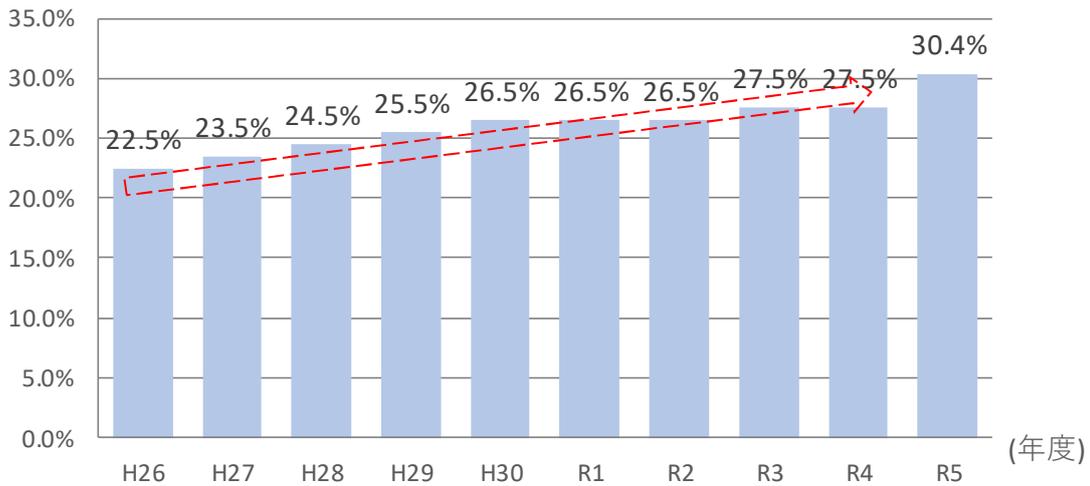
（第2次掛川市総合計画における目標値85%の考え方）

- 過年度の最大値は、平成23年の83.9%であり、これ以上を目指す。
- 住みよさランキング（東洋経済）の上位都市では平均80%程度であり、85%となることでトップレベルの市民満足度とする。

【目標4：急傾斜地崩壊防止施設の整備率】

掛川市では、土砂災害が懸念されている地区があり、ハードの土砂災害対策が必要です。
 そこで、人的被害が発生するおそれがある土砂災害に対して有効である、急傾斜地崩壊防止施設の施設整備に関する目標値を設定します。
 具体的には、急傾斜地崩壊防止施設のこれまでの整備実績及び今後の整備予定を踏まえ、整備率を設定します。

■急傾斜地崩壊防止施設の整備率



各年の整備率は、採択可能箇所数 102 箇所の、概成箇所数となっています。

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 採択可能箇所数 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 | 102 |
| 概成箇所数 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 27 | 27 | 28 | 28 | 31 |

【目標5：浸水対策実施箇所数】

掛川市では、洪水浸水が懸念されている地区があり、ハードの浸水対策が必要です。
 そこで、ハードの浸水対策に関する目標値を設定します。
 掛川市治水プランでは、重点地区として用途地域内の 10 地区（箇所）について対策を進めるとされており、本計画の計画期間内の目標値としては、3地区（箇所）と設定します。

■重点地区とされている地区名

| | | | | |
|-----|---------|-----|-----|----|
| 富部 | 下垂木（新田） | 清崎 | 十九首 | 城西 |
| 二瀬川 | 大池（鳥居町） | 上屋敷 | 小市 | 宮脇 |

：計画期間内に対策を完了目標とする3箇所（地区）

【目標6】：海岸防災林強化事業「掛川モデル」の進捗率】

掛川市では、沿岸部において津波浸水が懸念されている地区があり、ハードの津波対策が必要であり、海岸林の地盤を想定最大規模（L2）津波に対応した高さに盛土して、クロマツや広葉樹を植栽し、災害に強い森林「森の防潮堤」として再生する事業を推進しています。

そこで、この海岸防災林強化事業「掛川モデル」の進捗率を目標値とします。

■海岸防災林強化事業「掛川モデル」の令和6年時点の整備状況



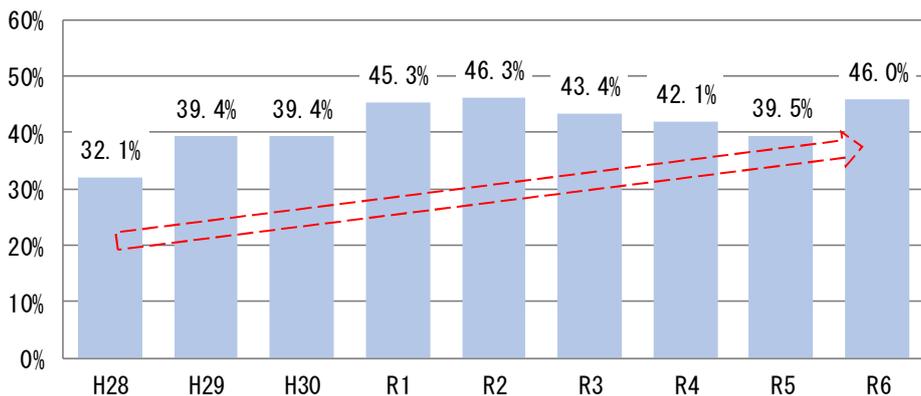
【目標7】：家庭の避難計画を策定している市民の割合】

ハード対策に加え、自助を基本とした防災意識・防災力を向上させることも必要です。

そこで、共通したソフト施策を通じて、防災に関する取組みが浸透し、個人単位で防災の取組みが行われていることを確認する目標値を設定します。

第2次掛川市総合計画では、令和7年度の目標値を100%としていることから、本計画の令和10年度の目標値も100%とします。

■家庭の避難計画を策定している市民の割合



10-3 目標値の中間評価

目標1～3については、平成30年3月策定の当初計画時点で掲げていた目標値であり、中間時点で中間評価を行いました。その結果を下記に整理します。

(1) 目標1：居住誘導区域の人口密度

①目標値

| | | | |
|-------------|-----------|---|------------|
| 目標1 | 現況値 | ➡ | 目標値 |
| 居住誘導区域の人口密度 | 30.6 人/ha | | 32 人/ha 以上 |

3区域ごとにも目標値が設定されています。

| | | H22《現況値》 | R10《目標値》 |
|-----------|------|------------|------------|
| 掛川 区域 | 人口密度 | 32.1 人/ha | 34 人/ha 以上 |
| | (人口) | (48,130 人) | (51,000 人) |
| 大東 区域 | 人口密度 | 21.4 人/ha | 23 人/ha 以上 |
| | (人口) | (4,658 人) | (4,900 人) |
| 大須賀 区域 | 人口密度 | 28.9 人/ha | 31 人/ha 以上 |
| | (人口) | (4,142 人) | (4,400 人) |
| 合計 | 人口密度 | 30.6 人/ha | 32 人/ha 以上 |
| | (人口) | (56,929 人) | (60,300 人) |

②中間評価

合計（市全体の居住誘導区域）は、目標値（32人/ha）に対し、R2時点で33.1人/haと目標値を達成している状況です。

区域別にみると、掛川区域は目標値を達成しており、大東区域と大須賀区域は目標値に達成していない状況です。

■居住誘導区域の人口密度の達成状況

| | | H22 《現況値》 【A】 | R2 《中間評価値》 【B】 | R10 《目標値》 | 達成 状況 | H22からR2 の増減 【B-A】 |
|-----------|------|---------------------|----------------------|--------------|----------|-------------------------|
| 掛川 区域 | 人口密度 | 32.1 人/ha | 35.5 人/ha | 34 人/ha | 達成 | +3.4 人/ha |
| | (人口) | (48,130 人) | (52,447 人) | (51,000 人) | | (+4,317 人) |
| 大東 区域 | 人口密度 | 21.4 人/ha | 21.6 人/ha | 23 人/ha | 未達成 | +0.2 人/ha |
| | (人口) | (4,658 人) | (4,838 人) | (4,900 人) | | (+180 人) |
| 大須賀 区域 | 人口密度 | 28.9 人/ha | 26.5 人/ha | 31 人/ha | 未達成 | ▲2.4 人/ha |
| | (人口) | (4,142 人) | (3,898 人) | (4,400 人) | | (▲244 人) |
| 合計 | 人口密度 | 30.6 人/ha | 33.1 人/ha | 32 人/ha | 達成 | +2.5 人/ha |
| | (人口) | (56,929 人) | (61,182 人) | (60,300 人) | | (+4,253 人) |

※令和2年の中間評価値の人口密度は、改定計画で見直した居住誘導区域の面積より整理

※四捨五入しているため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(3) 目標3：掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合

① 目標値

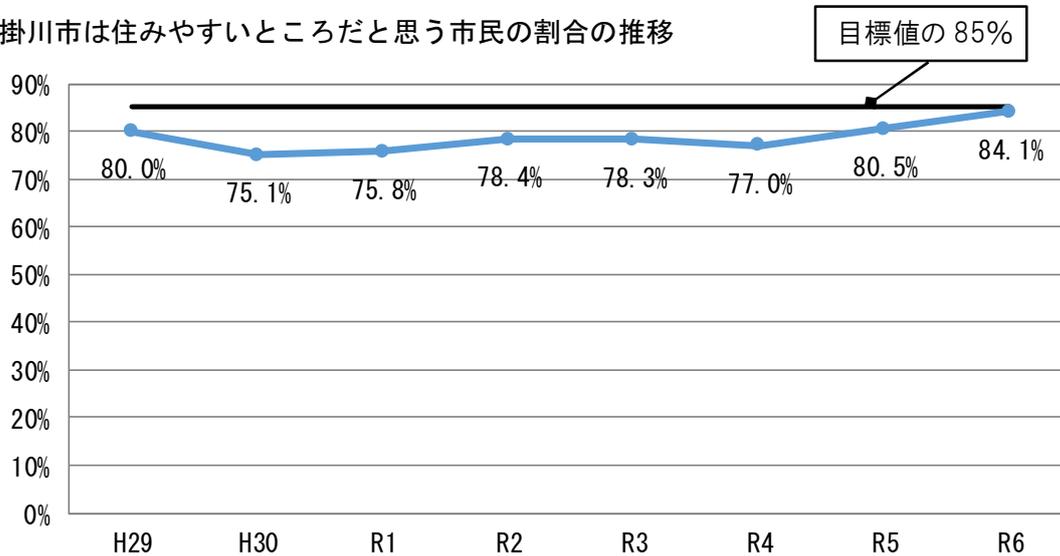


② 中間評価

「85%以上」の目標値に対して、いずれの年も目標値に達していない状況です。

下段の表は、中学校区別に平成29年と令和6年の割合を示したのですが、東中学校区、西中学校区、栄川中学校区、北中学校区、桜が丘中学校区で85%を超えています。一方で、85%には達していないものの、ほとんどの中学校区において、平成29年から令和6年にかけて数値が改善をしています。

■ 掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合の推移



■ 中学校区別の比較

| | H29《現況値》 【A】 | R6《中間評価値》 【B】 | 達成 状況 | H29 からR6の増減 【B-A】 |
|---------|-----------------|------------------|----------|----------------------|
| 全 体 | 80.0% | 84.1% | 未達成 | +4.1% |
| 東中学校区 | 86.2% | 90.9% | 達成 | +4.7% |
| 西中学校区 | 85.3% | 88.7% | 達成 | +3.4% |
| 栄川中学校区 | 72.7% | 89.5% | 達成 | +16.8% |
| 北中学校区 | 86.3% | 87.4% | 達成 | +1.1% |
| 原野谷中学校区 | 83.3% | 80.9% | 未達成 | ▲2.4% |
| 桜が丘中学校区 | 86.0% | 89.9% | 達成 | +3.9% |
| 大浜中学校区 | 67.4% | 78.7% | 未達成 | +11.3% |
| 城東中学校区 | 60.6% | 73.9% | 未達成 | +13.3% |
| 大須賀中学校区 | 59.2% | 67.3% | 未達成 | +8.1% |

(4) 中間評価のまとめ

目標値1（居住誘導区域の人口密度）および目標値3（掛川市は住みやすいところだと思う市民の割合）の整理より、掛川区域では概ね良好な結果となっていますが、大東区域、大須賀区域では、上昇している項目等もありますが、目標値に達成していない状況です。そのため、大東区域や大須賀区域を中心に引き続き、人口を維持・増加する方策や、住みやすさをより向上させる施策が求められます。

また、目標値2（市内公共交通軸の利用者数）は、コロナ禍が大きな影響をしている状況です。コロナ禍以降、順調に利用者数が回復している中で、中長期的な評価が求められます。

上記を踏まえ、改定計画（令和7年3月改定予定）では、誘導施策等の見直しを実施しました。